

彦根市放課後児童クラブ育成支援指針 令和7年度版



教育委員会事務局生涯学習課

目 次

1.	育成支援の基本	1
2.	育成支援の目標	2
3.	活動の概要	3
4.	児童期の発達の特徴と育成支援における配慮事項	3
5.	育成支援のねらい	6
6.	育成支援の方法	7
7.	活動内容(遊び、生活、集団づくり)	7
8.	育成支援に関する留意事項	11
9.	支援員等の仕事と役割について	14
10.	児童の人権の尊重とサービスの遵守	16
11.	保護者・学校・地域等との連携	17
12.	統括アドバイザー及び児童クラブ間の連携等	18

彦根市放課後児童クラブ育成支援指針

1. 育成支援の基本

放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」)は、児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない。

児童クラブは児童福祉法に基づき、市内の小学校(以下「学校」という)に就学している子どもで、保護者等が就労やその他の事情により昼間家庭にいないものに対して、遊びと生活の場を提供して子どもの心身の健全な育成を図ることを目的とする。

育成支援の基本は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子ども自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、健全な心身の発達を図るところにある。

そのためには、安全・衛生・人数に合ったスペースを確保し、一人ひとりの子どもを大切にすることはもとより、基本的な生活習慣や異年齢の集団でのルールを身につけ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域との相互連携を図りながら、保護者の協力のもと、育成支援を進めていかなければならない。

また子どもを取り巻く環境の変化に対応して、児童クラブには家庭や地域における子育て支援のための社会的役割も必要となってきた。

この指針は、このような理念や状況に基づき、育成支援を推進するにあたって、必要な基本的事項を示すものである。

2. 育成支援の目標

こんな子どもに育ってほしい

- からだと心を思い切り使って遊ぶ子ども
- 自分の思いを伝え、人の話や思いも聞く子ども
- 友だちを大切にし、一緒に考え、助け合い、協力する子ども
- 自然や生命の大切さがわかる豊かな感性をもつ子ども
- 基本的な生活習慣をもとに、生活力を身につける子ども
- 働くことの尊さがわかる子ども

本市の歴史と風土を生かし、また地域に支えられながら、その特性に応じた遊びや生活づくりを推進し、彦根の未来を担う子どもの豊かな人間性の育成と「生きる力」を育てることを目標とする。



3. 活動の概要

異年齢の児童が継続した集団生活を通して、遊びや生活文化を伝え教え合って、育ち合うことを基本とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図る。
- (2) 身の自立と年齢に応じた生活力を養う。
- (3) 遊びや行事など生活全般を通して健やかな成長発達を促す。
- (4) 集団での活動を通して自主性、協調性、社会性を育てる。
- (5) 彦根の自然、風土、文化を生かしつつ、地域の特徴に応じた生活をつくる。
- (6) 子どもをとりまく状況や環境を把握するとともに家庭との連携を図る。
- (7) 学校や地域との緊密な連携を図る。

4. 児童期の発達の特徴と育成支援における配慮事項

児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊び

が多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達には、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

【子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項】

支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳(低学年)の子どもへの配慮

- 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。
- 支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳～10歳(中学年)の子どもへの配慮

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心がける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとしたり、他の子どもの視線や評価に敏感になったりするなどという、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基

づいた関わりをする。

(3) おおむね 11 歳～12 歳(高学年)の子どもへの配慮

- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にすること。
- 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

5. 育成支援のねらい

一人ひとりの子どもを尊重し、生きる力を養い、集団での安定した生活づくりを行う。

- 支援員等との信頼関係を築き、一人ひとりの子どもが安心して、のびのびと生活できるようにする。
- 児童期の子どもの特徴を理解し、健やかな心身の発達をめざすようにする。
- 子ども同士がお互いの存在や、関わりを通して成長しあえる、異年齢集団のよさを生かした生活づくりをめざすようにする。
- 仲間や支援員等・地域の人たちとともに様々な生活経験をする中で、社会性・協調性・自主的で豊かな人間性を身につけていくようにする。
- 一人ひとりの子どもが働く親を理解し、共感できるようにする。



6. 育成支援の方法

支援員等は、子ども一人ひとりの人権を尊重しながら温かく受容し、子どもが信頼感をもって活動できるようにするとともに、同年齢・異年齢の子どもたちの関係づくりや、集団活動が豊かなものになるよう支援する。

- (1) 子どもの人権を守りながら、一人ひとりの個性や思いを認め、子ども同士が尊重し合える心を育てる。
- (2) 育成支援にあたり知り得た、子どもや家庭などに関するプライベートな情報は、正当な理由なく漏らすことがないようにする。
- (3) 子どもの実態を把握し、安定した生活や活動ができるような環境づくりを工夫する。
- (4) 家庭や学校・地域との連携を図りながら、育成支援に対する適切な意見を反映させる。

7. 活動内容(遊び、生活、集団づくり)

児童クラブの子どもたちが生活する放課後は、学校の授業を終えて、最も主体的に自由に活動できる時間帯である。

学校での1日の生活を終えて、児童クラブに帰ってくる子どもたちの「ただいま」の言葉の裏にある子ども一人ひとりの気持ちを支援員等が受け止めることから児童クラブでの生活が始まる。子どもたちが支援員等や仲間への安心感や信頼感を土台として主体的な活動を展開するために、遊びと生活、異年齢集団での仲間づくりが重要な活動となってくる。

(1) 遊び

子どもたちの生活で最も中心的な活動は遊びである。遊びは、自由で自発的であることがその本質であり、子どもたちにとっては大切な文化であり、一人ひとりが心の底から楽しみ夢中になって取り組めるものであるとともに、最大の自己表現でもある。

子どもたちは、その日の気分や雰囲気や型にとらわれず、様々な遊びのおもしろさを経験し、遊びを工夫したり、仲間を見つけたりして十分に楽しむ中で、充実感をもち自信を身につけていく。

また、子ども同士の関わりの中、自分が認められることで、他の仲間も認め、大切にしていけることができるように成長していく。

遊びの内容として、次のような活動があげられる。

① 自然に触れる

自然の中での様々な体験を通して、自然を身近に感じ、大切にすることを育む。

小さな冒険を経験することで、大きな危険を察知して避けることができる力を身につける。

② 集団で遊ぶ

友だちと一緒に遊ぶことを通して、遊びのルールを守りつつ、自分を最大限に表現することで楽しみながら社会性を身につけていく。また、思い切り身体を動かし遊ぶことで充実感や開放感を得ていく。

③ 表現を楽しむ

身近にある道具や素材を使って、自分で考え工夫して、絵や工作などを作り上げる喜びと楽しさを味わう。

歌ったり、踊ったり、楽器を演奏したりするなど音楽的な遊びや活動を通して、自分なりに表現する楽しさを味わう。

本を読んだり、紙芝居を見たり、お話を聞いたりして、言葉やイメージの世界を広げる。

④ 伝承遊び

子どもの世界で伝承されてきた様々な遊びを知り、楽しさを味わう。

(2) 生活

年齢の異なる子どもたちが集団で継続した生活を送る中で、自分たちの生活をつくっていくためには受け身の活動ではなく、子どもたちの自主的な活動が大切である。遊びから発展した活動として位置づけ、生活の中での役割分担から、仕事に対する意識が育ち、人の役に立っているという実感が喜びや自信につながっていく。

同時に異年齢の子ども同士がお互いに認め合い、助け合い、成長し合える関係を築き「安全で安心できる生活の場所」として活動できることが重要である。

① 生活習慣の確立

自律的な生活力を身につけるため、日課表に基づき主体的な生活を送る。例えば、室内及び身の周りの整理整頓(準備・後片付け等)が進んでできることや、挨拶が大きな声でできる姿などを大事にする。

② 学習習慣の確立

学習・おやつ・遊びの時間の区切りをつけ、基本的な学習習慣を身につける。特に宿題については、日課のひとつとして取り組み、日々の学習内容を積み上げる努力を大切にするとともに、各児童クラブの実情に応じて学習活動を自主的に行える環境づくりに配慮し、必要な支援を行う。

③ 読書に親しむ

一日の日課に読書時間を設けたり、学習が早く終わった場合の時間の活用をしたりするなどして、読書への興味関心を高めると共に読書習慣の定着に努める。また、課題図書や「ひこにゃん読書ノート」を参考に図書を購入したり、発達年齢に合わせて図書を分けたりするなど、児童クラブの実態に沿って図書環境整備に努める。

④ 環境を守る

ごみの分別、リサイクルなど彦根市で実施されている環境への取組を知り、美化活動などを通じて、子どもたち自身が身近な環境問題に気づき実践していく。

⑤ 命を大切にする

自然の生命とのふれあいを経験し、命を大切にする心を培うとともに、食物への感謝の心を育む。

(3) 集団づくり

非認知能力の育成に努める。児童クラブでは、発達段階の違った異年齢の子どもたちが、集団活動できる場である。年齢の低いころは、年上の子どもに憧れ、「身近な目標」をつくり、それをめざして活動し、「してもらう立場」からやがて「自分が働きかける立場」に発展していく。

また、子どもたちがお互いの存在や関わりを通して、成長しあえる異年齢集団が、どの子にとっても居心地のよい集団になるよう築いていくことが大切である。

児童クラブでのルール等について意見を表明する機会をもつことや、子どもの生活や遊びに影響を与える事柄については、子どもが支援員等と共に考え、共に決めることができるように努める。

8. 育成支援に関する留意事項

(1) 出欠席と心身の状態の把握

- ① 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来室が遅れたりした子どもについては、速やかに連絡をして状況を把握し適切に対応する。
- ② 子どもの登室時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
- ③ 保護者の送迎時には、児童クラブでの子どもの様子を伝えたり、家庭での様子聞いたりするなどして、保護者とつながる重要な機会であり、保護者に寄り添った対応をする。

(2) 健康管理

- ① 入会時に「健康・緊急連絡カード」を記入提出してもらい、一人ひとりの健康状態を把握しておく。
- ② 天候などによって室温を調整するとともに、遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。
- ③ 病気やケガの場合は、速やかに適切な処置を行うとともに保護者と連絡をとる等、適切な対応をする。
- ④ 緊急時は医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに保護者、生涯学習課、支援員等業務受託事業者及び学校に連絡をとる。
- ⑤ 子どもの身边を清潔にし、体調が悪い時は支援員等に伝えることを指導する。
- ⑥ 日頃の健康観察とともに、検温、手洗い、消毒、換気等を行い、感染症予防に努める。(感染症等に伴う学校臨時休業等の措置の場合は、

該当期間の受入はできない)

- ⑦ 育成支援中において、医療行為(塗り薬の塗布や目薬の点眼含)や薬の提供は行わない。保護者から疾病等のため、子どもが薬を服用するように連絡があった場合は、誤飲がないように見守る等、必要に応じて協力する。(学校に準ずる)

(3) 安全確保

- ① 日常的な清掃、整頓に努め、施設・設備の状態や備品・遊具の点検を行い、清潔で安全に過ごせる環境づくりをする。児童クラブ開室前には、施設周辺の安全確認を複数の目で確認する。
- ② 「安全管理マニュアル」を支援員等全員が理解するとともに、各場面に応じた立ち位置や見守り体制を整え、安全管理の充実を図る。また、日頃から危険予知能力を身につけられるようにする。
- ③ 子どもの帰宅方法については、保護者の迎えを原則とする。一日開室時も保護者による送迎を原則とする。
- ④ 自然、人為災害を想定して避難経路を確認するとともに、災害時の緊急避難の方法や訓練の実施(地震、火災、不審者対応をそれぞれ年間 1 回以上、各学期 1 回以上)ならびに消火器・非常ベルなどの作動点検を定期的に行う。
- ⑤ 「放課後児童クラブ事故防止マニュアル」の内容を支援員等全員が理解するとともに、災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- ⑥ 万一、重大な事故など支援員等だけでの対処が困難な時は、まず事業者へ連絡し、その後、事業者から生涯学習課へ連絡する。必要に応じて、関係機関へ援助を求める。
- ⑦ 活動、児童移動等の際は、必要に応じて点呼を実施する等、常に児

童の行動把握に努め、支援員等の役割分担を明確にし、見落としがないよう留意する。

- ⑧ 性暴力防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うまた、支援員等から子どもへの性暴力及び子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

(4) 特別な支援の必要な子どもの受入れについて

心身に特別な支援を要する子ども(発達障害を含む)が入会してくる場合は、保護者と子どもについてよく話し合い、生活上の配慮について必要なことを確認しておく。

子どもへの関わり方については、支援員等、保護者、学校、関係機関との連携を図る。

(「事故防止マニュアル」特別な支援が必要な児童の対応参照)

【特別な支援の必要な子どもの育成支援にあたっての留意点】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが、児童クラブでの子どもたちとの生活を通して共に成長できるように、見通しをもって計画的な支援を行う。
- ・ 継続的な支援を行うために、一人ひとりについて児童クラブでの状況や支援の内容を記録する。
- ・ 事例検討を行ったり、研修等を実施するなどしたりして、障害について理解を深める。
- ・ 保護者との連絡を密にし、相談しやすい雰囲気をつくるように配慮する。

9. 支援員等の役割と仕事について

支援員等は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援にあたる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。

子どもの生活の様子や実態に基づいて、一日の育成支援の流れを柔軟に組み立てながら、様々な経験を通して子ども一人ひとりの継続した生活がより広がり、深まるようにする。

子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄については、書類やデータなどの保管に注意を払い、秘密保持に留意しなければならない。

(1) ミーティング

子ども一人ひとりの生活上の行動についての情報を交換しながら、共有することを基本とし、毎日一定時間の話し合いをもつことで、支援員等の意志・意見をまとめ、指導の方向性を統一し、子どもへの関わりや保護者への対応に一貫性をもつ。

(2) 記録(日誌)

子どもの姿や支援員等の働きかけなどを簡潔に記録し、振り返り検討することで、一人ひとりの子どもをより深く捉え、育成支援の見通しを立てる。また、記録に残すことにより、他の支援員等が状況を把握し、情報の共有化を図る。

(3) 遊びや活動の準備

子どもたちの意欲や興味、発達に合った様々な活動が自主的にできるような教材や遊びの準備・環境を工夫する。

行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関われるよう工夫する。

(4) おやつ等

発達過程にある子どもの成長に合わせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつ等を適切に管理し、提供する。おやつ提供にあたっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。

安全及び衛生に考慮するとともに、子ども同士や支援員等とのコミュニケーションの機会となるため、子どもが落ち着いて食を楽しめるようにする。

食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者とていねいに連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

賞味期限の把握、保管方法等、安全管理についても十分に配慮することとする。

(5) 研修活動

支援員等は、質の高い育成支援をめざして、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。また、市及び支援員等業務受託事業者は、仕様書に示されている研修について、定期的の実施する。

(6) いじめの未然防止と早期発見・早期対応

子どもの間でいじめ等の関係が生じないような環境づくりに配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期発見に努め、迅速な対応に努め、学校等関係機関との連携のもと、支援員等が協力して組織的にかつ適切に対応する。（「事故防止マニュアル」いじめ対策マニュアル参照）

(7) 児童虐待の発見、通報について

子どもの状態を見守る中で、不審な外傷や言動などが度々見られ、保護者の様子が不自然で、「虐待」が疑われる時は、速やかに支援員等業務受託事業者へ連絡し、その後事業者から生涯学習課へ連絡する。連絡を受けた生涯学習課は子育て支援課へ通告する。（「事故防止マニュアル」児童虐待防止マニュアル参照）

(8) 支援員等の健康管理

子どもたちの健全な発達を保障する役割を担っていることの自覚と責任をもち、自身も心身ともに健康であるように、自己管理を行う。

10. 児童の人権の尊重とサービスの遵守

子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する。

11. 保護者・学校・地域等との連携

(1) 保護者との連携

保護者の就労その他の事情により入会しているという家庭の生活実態を理解し、共同の子育てをめざして、保護者を支援するとともに、保護者との信頼関係を築くことに努め、子育てのこと等について相談しやすい雰囲気づくりを心がける。

児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え情報を共有するとともに、連絡帳、保護者迎えの際の直接の連絡、児童クラブだより、育成支援アプリ等を使い、保護者との連携を図る。

連絡や相談の際には、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た情報の秘密保持に注意する。

(2) 学校等との連携

日々の生活、活動にとっては、学校行事等の把握や学校施設の利用にかかる連携が必要である。

子どもの育成支援にあたっては、学校との日常的、定期的な情報交換や情報共有を通して、子どもの相互理解を図るとともに、共同歩調で進めることができるよう努める。

学校との円滑な連携のために、教職員(管理職、児童クラブ学校連携担当、担任等)といつでも連絡・相談し合える関係をつくっておく。

(3) 新1年生の受入について

学校の担当教員との連携を密にし、就学前の子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

(4) 地域との連携

児童クラブは、地域の生活の場であるとともに子どもの見守りの場という観点から、地域との交流を通して、豊かな生活体験ができるようにする等、地域との連携に努める。

(5) 専門機関との連携

育成支援において児童クラブだけで対応が困難な事象が生じた場合には、まず支援員等業務受託事業者へ連絡し、その後事業者から生涯学習課へ連絡する。連絡を受けた生涯学習課は必要に応じて、子育て支援課や子ども家庭相談センター等の関係機関等との連携を図る。

12. 統括アドバイザー及び児童クラブ間の連携等

(1) 統括アドバイザーとの連携

統括アドバイザーは、各児童クラブを巡回し適宜助言を行うとともに、学校及び統括支援員との連絡調整を行う。学校と児童クラブとの双方向の情報交換により児童の健全育成を図る。

(2) 児童クラブ主任会・研修会の開催

彦根市教育委員会は、児童クラブ主任会・研修会を年間6回開催し、特色ある取組や育成支援の方法、子どもの権利等についての情報交流や研修を行い、育成支援の質や支援員等の資質・技能の向上を図る。

(3) 児童クラブ・放課後児童支援員等業務受託事業者との連携

支援員等は、支援員等業務受託事業者ならびに統括支援員との情報交流や連絡調整に努め、彦根市児童クラブ育成支援指針を踏まえた育成支援の充実を図る。

【参考・引用文献】

厚生労働省 「放課後児童クラブ運営指針」H27.3.31

「放課後児童クラブ運営指針解説書」H29.3.31

こども家庭庁「放課後児童クラブ運営指針」 第一次改正 R7.1.22